緊 避

正 当防衛との対比 難

四(三)(二)(一) 不正対正としての緊急避難 反撃としての緊急避難

論

(-)

又ハ他人ノ権利ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ之 ヲ罰セス」と規定し、第三七条一項で「自己又ハ他人ノ生命・身体・ 自由若クハ財産ニ対スル現在ノ危難ヲ避クル為メ已ムコトヲ得サルニ 現行刑法典は、第三六条一項において「急迫不正ノ侵害ニ対シ自己

正ノ侵害」となっているのに対し、 成立せず、従って刑罰を科されることはないのである。 ったとしても、これらの条文のどちらかの要件を具えていれば犯罪は 「緊急避難」と呼ばれ、刑法に犯罪として規定されている行為を行な 両者の相違については、正当防衛(以後、防衛と略称する)では「不 緊急避難(以後、避難と略称する)

エサル場合ニ限リ之ヲ罰セス…」とする。前者が「正当防衛」、後者が 出テタル行為ハ其行為ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超

> 正対正の関係にあると区別されてきた。 では単に「危難」となっているところから、 防衛は不正対正、 避 難

己維持の本能にもとづく期待不可能性が責任阻却を導くにすぎない」(語) 法秩序の拠ってたつ思想である以上、避難行為は違法であり、 疑問から出発し、小法益といえども不測の侵害から保護するのが現存 は小価値の法益の犠牲において自己の適法性を主張しうるか、 あるとする。これに対して責任阻却説は、「避難行為がなぜ同等また がないわけではない。避難が不可罰とされる根拠については、 と主張する。 「行為それ自体として法秩序に合する」従って適法な利益救済行為で 有力に主張され、 ら違法阻却説と責任阻却説の対立があった。前者は「かつてドイツで しかしながら、避難行為が果して「正」と言い切れるかどうか疑問 わが国では現在なお通説といえ」るもので、 という 従来か ただ自 避難は

する批判として内藤教授は、「期待可能性の理論を自己(または親族) 己のみならず「他人」の法益を守るためであってもよいとしているこ についての自己保存本能のあらわれである場合に限って適用されると 避難を違法阻却事由と解する根拠としては、 及び②法益の均衡を要件としていること、が挙げられる。①に対 刑法三七条一項が、 ① 自

台

満

西

-(29)-

する決定的理由にはなり得ない、とされる。を期待しえない場合がありうるから」、①は避難を違法阻却事由と解避難状況においてその救助を思いとどまって他の適法行為をすること解するのは、狭すぎる。『他人』(たとえば友人)のためにでも、緊急

②で述べられている法益の均衡は違法阻却説にとって有利な、逆に ②で述べられている法益の均衡は違法阻却説にとって有利な、逆に ②で述べられている法益の均衡は違法阻却説にとって有利な、逆に ②で述べられている法益の均衡は違法阻却説にとって有利な、逆に

則以上に曖昧な「法秩序全体の精神」に置き換えたに過ぎないからで判を受けることになる。違法か適法かの判断基準を、優越的利益の原象的原理をもって答えることは…実質的な答えにはならない」との批できない。違法阻却論者がここで答に窮して、「つまりは法秩序全体できない。違法阻却論者がここで答に窮して、「つまりは法秩序全体できない。違法阻却論者がここで答に窮して、「つまりは法秩序全体できない。違法阻却論者がここで答に窮して、「つまりは法秩序全体できない。違法阻力論者がここで答に窮して、「つまりは法秩序全体できない。違法阻力論者がここで答えば、そのような「抽を受けることになる。違法性の実質を優越的利益の原則(法益衡量れる、と解されている。違法性の実質を優越的利益の原則(法益衡量場合のみならず、害される利益と救われる利益とが同等の場合も含ま場合のみならず、害される利益と救われる利益とが同等の場合も含ま

る場合、そのどちらにも軍配をあげえない。それは一種の放任行為教授は、「優越的利益の保護を任務とする法は、同等の法益が矛盾そこで、「放任行為」という概念が持出されたりもする。例えば西

結論づけるのが論理的であろう。 結論づけるのが論理的であろう。 に少なくとも優越はしていないのであるから、むしろ逆に「違法」と原則からすれば、法益同価値の場合は、救われた利益は害された利益のる。しかし、この論証方法は同語反復と言うべきであろう。「放任」がるのりえず、それも一種の正当行為と解しなければならない」とされであるが、このような法の禁止しない行為、法の許容する行為は違法

行為態様(避難意思、補充性)の側面も含まれている。それ故、どち 難が三七条に規定されている。 て、 に類型化しておく必要がある。そのような類型の一つとして、 断基準として余りに不明瞭なので、社会的相当行為についても個々的 と社会的相当性を逸脱していることであるが、 活の中で歴史的に形成された社会倫理的秩序の枠外にある、 慮されているのである」と言われる。しかし、これは循環論法であっ 面と同時に避難行為という行為態様(避難意思、補充性)の側面が考 あるということの判断には、法益侵害という結果(法益の均衡)の側 ぎり、この法益侵害行為は、社会倫理的秩序の枠内にあるもの(社会 的に相当な行為)といえるからである。すなわち、緊急避難が適法で 益を侵害したばあい、その法益が救おうとした法益よりも大きくないか 阻却するものとされるのは、現在の危難に直面した者がその危難を免 値をもあわせて考慮しなければならない。そこで緊急避難が違法性を 果の無価値だけを判断の基準としている点で妥当でな」いとした上で、 うことが不可避である。福田教授は、その原則は「法益侵害という結 れる意思で他にとるべき方法がないのでやむことをえないで他人の法 「違法性の判断にあたっては、結果の無価値だけでなく、行為の無 それ故、違法阻却論者にとっては、優越的利益の原則を捨ててしま やはり何も答えたことにならない。というのは、違法とは社会生 そこには結果(法益均衡)のみならず、 このような概念では判 換言する

法なのかという最初の問と同じになってしまうわけである。法なのかという間に対して、避難は社会的相当行為に適法という前提があるため、この疑問は、なぜ避難は適を含む)は社会的相当行為は適法であるが、緊急避難(法益同等の場合言えば、社会的相当行為は適法であるが、緊急避難(法益同等の場合きなび避難は社会的相当行為だからと答えると、なが避難は社会的相当行為だからと答えると、なが避難は社会的相当行為にからである。もっと簡略化しての秩序の枠内にあるのであり、社会的相当行為として適法なのである的秩序の枠内にあるのであり、社会的相当行為として適法なのである。

は言い難いのである。 としていて、違法性とは実質的に何なのかという疑問に対する回答と倫理的秩序」と言っても同じである。要するに、それでは余りに漠然しての法秩序に反すること」とするのと全く変わりがない。 「社会しての法秩序に反すること」とするのと全く変わりがない。 「社会しての法秩序に反すること」とするのと全く変わりがない。 「社会しての法科学に反すること」とするのと全く変わりがない。 「社会にある。その意味では、教授自身言われているように「違法性は、全体とこと、倫理的見地から相当か相当でないかという「評価」に置き換えたこと、合理的見地から相当か相当でないかという「評価」に置き換えたこと、に対していて、違法性とは実質的に何なのかという疑問に対する。

果無価値だけで違法と決定されているわけで、「違法性においては、思・補充性があったとしても違法である。そうすると、この場合は結合では、すべてを違法と結論せざるを得ない。そこで教授は、行為無論では、すべてを違法と結論せざるを得ない。そこで教授は、行為無論では、すべてを違法と結論せざるを得ない。そこで教授は、行為無論では、すべてを違法と結論せざるを得ない。そこで教授は、行為無論では、すべてを違法と結論せざるを得ない。そこで教授は、行為無論では、すべてを違法と結論せざるを得ない。そこで教授は、行為無論では、すべてを違法と結論せざるを得ない。そこで教授は、行為無が同価値の場合③小なる利益のために大なる利益を害した場合②双方の利益が同価値だけで違法と決定されているわけで、「違法性においては、

なければならない」という主張と矛盾する。結果と行為の両 こともありうるから、 性の不存在が緊急避難不可罰の根拠であるとすれば…小さい法益を救 法性阻却の統一的原理である」とは言えなくなる。 社会的相当行為でも違法であり得るとなれば、「社会的相当性が違 社会的相当性の有無が導き出されるのだとすれば、 法益侵害という結果の無価値だけでなく、行為の無価値が問 ことになって、三七条に抵触する。 のである。もし社会的相当性があくまで違法阻却の統一原理であり、 されているが、実は、教授の行為無価値論も結局は責任阻却説と同じな うために大きな法益を犠牲にしたばあいでも、 に対して「三七条は、法益の均衡を要件としているが、もし期待可能 からである。違法性と社会的不相当性とが常に一致するとは限らず、 益を侵害する行為は違法だが、この場合は行為の側面が考慮されない も社会的相当性の欠如を意味しないことになる。小利益のために大利 行為態様を勘案することにより、違法性が阻却されることがあり得る 避難不可罰の根拠であるとすれば、法益の均衡を失した場合でもなお 右の要件は不必要ということになろう」と批判 期待可能性が存在しない 教授は責任阻却説 違法性は必らずし

ない。 ない。 さい。 きず、これを放棄すれば結局、小利益保護のための大利益侵害も不可 とず、これを放棄すれば結局、小利益保護のための大利益侵害も不可 は言えない。優越的利益の原則によっては法益同価値の場合を説明で らは「適法性」に別の表現を与えたにすぎず、避難を正当化できたと い。違法性の実質に関して抽象的な概念をあれこれ提示しても、それ い。違法性の実質に関して抽象的な概念をあれこれ提示しても、それ こうして違法阻却説は、避難不可罰の根拠を説明することができな

- (一)「どちらも「正常の事態において許されず、刑法上処罰の対象と の基本問題 (上)、三九六頁。 緊急行為と呼ぶこともある。平場安治「緊急行為の構造」刑事法学 という点において全く軌を一にする」ということで、両者合わせて なる行為が緊急の故に例外的に適法とせられ又は責任を問われない
- 法総論Ⅱ、二二八頁。避難は、「『危難』を避けるために、危難の原(二) これが防衛と避難の「基本的な違い」だとされる。平野龍一、刑 因とは無関係な、何ら不正のない第三者の法益を侵害することで: 月刊法学教室二二号、四二頁。 けるために法益を侵害された者も『正』である」内藤謙「正当防衛 危難を受けてそれを避けようとする者も『正』であり、この危難を**避**
- 阿部純二「緊急避難」刑法講座第二巻、一五二頁
- 四 小暮得雄「緊急避難の本質」ジュリスト三〇〇号、二八六頁
- 五
- 参照、内藤「緊急避難(一)」前掲二七号、三四頁
- 年)の責任阻却緊急避難規定が、いずれも自己又は親族に限定して いないことを指摘されている。 ーストリア新刑法(一九七五年)や西ドイツ新刑法総則(一九七五 内藤「緊急避難(二)」前掲二八号、六二頁。ここで教授は、オ
- 内藤、前掲二八号、六三頁。同旨、福田平、新版刑法総論、一二一頁:
- オーストリアの規定は「少なくとも、法益均衡の要件が規定されて はいるものの、わが国の規定よりもっとゆるやかである。そして、 いても、責任阻却緊急避難がありうることを示している」。 は法益均衡の要件がなく、オーストリアのそれは、均衡を要求して 内藤、同右。教授によれば、西ドイツの責任阻却緊急避難規定に
- 六〇講、一一七頁。 刑法概説(総論)、二六二頁、日沖憲郎「緊急避難」刑法基本問題 団藤重光、刑法綱要総論(改訂版)、二二九頁。 同旨、 大塚仁、
- 内藤、前掲二七号、三五頁
- 西原春夫、刑法総論、二一七頁

- 新版刑法総論、一一三頁。
- 同右、 一二二頁註(四)。
- 福田、同右、一〇八頁。
- 参照、 福田、同右、一一一一二頁

(E) 呈 

- 福田、 同右、一〇八頁。
- (元) (上) 同右、一〇八頁。
- ( 言 元 同右、一二一頁。
- 文昭、刑法Ⅰ(総論)、一七九頁。 価値の時は「『優越的利益』の原理は通用しえない」とされる。内田 違法阻却の原理は優越的利益であると明言される内田教授も、

(411)。それ故、たとえ大なる利益を救うためであっても、他人の小な ゆう点に責任阻却原因を認める立場が最も適切に緊急状態の本質を説 くまで違法であるとし、「ただ他の方法をとることを期待し得ないと 権利擁護は跡形もなく消失する」。小利益といえども、その侵害はあ 理由で予期せざる損害転嫁を忍受せねばなら」ぬとすれば、「個人の る利益を侵害することは許されない。「単に価値が少いとゆうだけの 瀧川博士によれば、違法の実質は「他人の法益を侵害することであ

的利益の原則を承認しておられる。即ち、そのような場合には「侵害 きな利益によって償われる場合」を違法阻却原因の一つに数え、優越 むしろ積極的に斯ような行為に出ることを命ずる」のである。だとす 行為が却って社会に利益をもたらすから、法律規範はこれを禁止せず、 れば、法益同価値の場合はともかくとして、避難もまた違法阻却事由 しかしながら博士は、「行為の侵害性がその行為から生ずる一層大

ければならない。避難を違法阻却事由と解する限りでは、「法益侵害説」は放棄されなしも違法を意味しないとすれば、法益侵害は違法性の実質ではない。であるとしなければ筋が通らない。他人の法益を侵害することが必ずであるとしなければ筋が通らない。他人の法益を侵害することが必ず

難を避けるためやむことをえない行為であることが要件とされている けから論じるのが妥当でないことは…法益の権衡のほかに、現在の危 ない。そして、避難だけとってみても「違法性の本質を法益の見地だ ことからも(三七条)、あきらかであろう」。 ことは、違法性の実質が何であるのか依然不明だということに他なら な規準を示すことは不可能であ」る。優越性の規準が示せないという 種々の疑問を生ずる。結局、 生命を犠牲にしうるかとか、軽微な身体的傷害を避けるために、他人 言える。しかし、「比較的軽微な国家的法益をまもるために、 証すべき概念(違法性)を、 法益間の優越・非優越を決めるのかが更に問題になるからである。論 性において優越する法益を侵害することと答えても、では何を基準に 批判を免れない。なぜなら、違法とは何かという問に対して、要保護 ないし「法益衡量説」にしても、単に言葉を換えたにすぎないという 精確ではなく、優越的な要保護性のある法益の侵害であるというべき のきわめて高価な財産を毀損しうるかなど、具体的事態にあたっては 法益は個人的法益より重く、身体は財産より価値が高いと抽象的には なるとは言え、それはあくまで一般論でしかない。たとえば、 めるところである。犯罪ごとに規定されている法定刑が一応の指針に したことになる。法益の価値の比較が困難であることは、誰しもが認 であろう」と修正を余儀なくされるわけだが、この優越的利益の原則 そこで「違法の実質は法益侵害であるという表現は、厳密にいえば 別の、論証すべき概念(優越性)で説明 抽象的、一般的にすべてを解決する明確 国家的 他人の

こうして、違法阻却説は避難の正当化に成功できないのであるが、

準であり、その実質と言わねばならない。 しかし、このような区別を持ち出すと、「いかなる標準によって保護 当行為や正当防衛で侵害されるのは、単なる利益であって、法の保護 五条)や正当防衛(三六条)まで違法とせざるを得なくなるからであ では、責任阻却説は「法益侵害説」に安心して依拠できるのであろう も法秩序とも社会倫理とも呼ばれる)である。 にまで高め、従ってその侵害を違法とするのは、あくまで法(規範と くとも違法性にとっては本質的でないことがわかる。ある利益を法益 ことが適法な場合もあり違法な場合もあるとなれば、利益侵害は少な あるかとかさねて問う必要が生ずる」のである。生活利益を侵害する わち、単なる生活利益が、それによって法益に高められる基準は何で を与うべき生活利益とそうでない生活利益とを選り分けるのか、すな しようとする利益即ち法益ではない、との反論が出されるであろう。 くため不可罰になると説明しなければならなくなる。ここで当然、正 る。それらもまた、他人の法益を侵害するから違法で、ただ責任を欠 か。答は否である。なぜなら、法益侵害を違法と解すると正当行為(三 法こそが、違法性の基

ずれにしても、

避難は責任阻却事由と見るのが適当であるが、

団

義に合わない」とされる。 れる第三者はそれを甘受しなければならないとするような解釈は、 者は自己に振りかかった危難を他人に転嫁する者であるのに、転嫁さ 正

ることが必要である」から、避難者には故意が成立しないのである。 はなく、それと共に、その認識した事実の違法であることをも意識す 事実の認認を要件とするものではあるが、それだけにとどまるもので されるであろうことを認識する。しかし、「故意は犯罪構成要件たる らである。避難しようとする者は、それによって第三者の法益が侵害 ときは、その危難は、緊急避難の前提たる危難とは認められない」か る。「害をうける法益の主体においてその被害を受忍する義務がある 表象せしめるものでない。危難は、行為者に違法性の意識を欠かしめ ても、避難者の主観においては危難を回避することは何ら義務違反を を受忍する義務なき者である。それ故、避難は客観的には違法であっ 立場を考えると、 に防衛を許す責任阻却説の方が妥当と言えよう。ところで、 従って、避難が不可罰とされる根拠として、敢えて超法規的な期待 違法阻却説は、 彼もまた不運にも災難に遭遇した者であって、 確かに、第三者に対して酷である。それ故、 避難者の 被害

基底にそのような思想が横たわっているのであ」り、 広い意味では避難を「期待可能性を欠くために責任の阻却される一つ えれば、故意の不成立にも期待可能性が関係していることになるから、 …その行為に出ないことを期待することができないからである」と考 犯す意志のない行為が処罰の対象とならないことが原則とされるのは 、場合であると見る」ことも可能ではあろう。 、置かれた場の事情についてであるけれども、実は、 '能性を持ち出す必要はないわけである。もっとも、 「普通に期待可能性の問題として論ぜられるのは、 故意即ち「罪を 責任の全理論の もっぱら行為者 植松教授のよう

ば、

うな場合、乙は他に避難の方法がなければ、 藤博士の次のような批判がある。責任阻却説によれば、避難は違法と しても正当防衛として無罪になる余地が出てくる―と反論される。 説だと甲に反撃して自己を守ることが許され、場合によっては甲を殺 んじなければならないが、この結論の方こそ不都合である。責任阻 から不都合はない。しかも、甲の避難で乙が瀕死の重傷をこうむりそ 合、責任阻却説によっても多くは過剰防衛として罰せられるであろう いう不都合な結論になる」―。これに対して植松教授は、そのような場 に害を加えようとしたとき、乙は正当防衛として甲を殺してもよいと そうすると「たとえば、甲が自己の身体の危難を避けるため乙の身体 いうことになるから正当防衛が許され、法益の権衡は要求されない。 違法阻却説だと受傷に甘

乙に重傷を負わせようとした場合でも、 護に厚くなりすぎるとの反論が予想される。内藤教授は、 利益保全行為にまで防衛を認めると、 任阻却説の前提だからである。従って、 ると優越的利益保護のための行為でも違法であり得るとするのが、責 が避難者の利益より小さくても、 られたのであるが、それは妥当でない。なぜなら、たとえ自己の利益 するために、ここで「同価値の法益が対立する場合に」と条件を付け 教授は法益同価値の場合だけを例外的に責任阻却とする二分説を支持 避難の相手方の保護に欠けるように思われる」とされる。ところで、 しえないと解することは、なんらの理由なく危難を転嫁される、緊急 法益が対立する場合に、違法阻却一元説が緊急避難をもってしか対抗 なことを明らかにしたと言うべきであろう。内藤教授も、「同価値の 違法阻却の根拠について、 違法阻却の立場からの責任阻却説批判は、逆に、自己の立場の不利 彼の侵害行為に対し正当防衛をもって対抗できるとする、 「違法性の判断が、 侵害を忍受する義務が自己になけれ 今度は逆に、避難の相手方の保 乙は甲に反撃できる。 甲が自己の生命を守るために 法政策的には、 換言す

けの乙は無傷であったのだから、乙を罰すべく刑法が介入する理由は 甲は死ぬところを軽傷で済んだのであり、偶然甲の傍にいたというだ 嫁することだけが認められている。しかし、社会的見地からすれば、 甲に危害を加えることは許されない。甲以外の別の第三者に危難を転 な場合である。違法阻却説によれば、優越的利益の原則を守っている 乙がすばやく身をかわして甲を投げ飛ばし、甲に軽傷を負わせたよう 調整・解決の方法ということになろう。具体例で言えば、甲が車には 越するときは、刑法がその緊急避難行為を処罰に値するものとして介 るかどうかという判断と結びついていると解する立場からみるならば 衝突の解決のために処罰に値するとして刑法が介入するのが妥当であ ねられて死ぬのを免れるために、傍にいた乙を突き飛ばそうとしたが、 者の一方だけを厚く保護するものでなく、社会的見地より承認される ることになる。従って、優越的利益に対する防衛は、利益衝突の当事 なる」ならば、同じく刑法の介入を認めない責任阻却説も肯定してい 解することが、「刑法が『社会化』されていることを肯定することに の違法阻却性が、換言すると優越的利益に対する防衛を否定する根拠 入するのは妥当でないから、刑法上の違法阻却を認めてよい」とされ …避難者の個人的法益の要保護性が相手方の法益の要保護性よりも優 が介入しないという点で全く変わりがないのであるから、優越的利益 しかしながら、責任阻却説によっても避難者は処罰されず、刑法 示されたとは思われない。優越的利益保全のための避難を適法と

ら「正対不正の関係と解せられる」ことになる。しかしながら、通説 正対正と言う場合は、 は正対正の関係であるが、責任阻却説では避難は違法なのであるか 避難を違法阻却事由とする通説によれば、最初に述べたように、 避難者と被転嫁者の関係を指しているのであ 澼

> って、 って立場を変えるから、被再転嫁者との関係ではやはり不正対正であ 防衛のため反撃しても、適法だから正である。更に別の者に再転嫁し ようとする者は、 いとされてきた特色が消滅するのである。 る。こうして、責任阻却説による時は、 た場合は、 言うまでもなく避難行為の違法性を意味する。他方、危難を転嫁され 避難の構造を表わすならば、避難は不正対正の関係になる。不正とは、 危難と避難行為のそれではない。そこで、通説と同じ観点から 避難の相手方(被転嫁者)であった者が今度は避難者とな その危難を甘受しても、あるいは逆に避難者に対し 従来正当防衛との本質的な違

防衛から区別されるべき中心的特色を有する」と言われてきた。 対する反撃ではなくて被害を他に転ずるものである点において、 についても検討する必要があるように思われる。 避難と防衛との相違については更に、避難は 「危難の原因力自体に 正当

- 瀧川幸辰、犯罪論序説、 一三頁
- (三 三 護されねばならない」高橋敏雄、 瀧川、同右、一五八頁。「個人の利益はその大小にかかわらず保 違法性の研究、 一二四頁
- 内藤、 瀧川、 前掲二八号、六一 同右、八三頁。

壹 (三四)

龍川、

同右、一五九頁。

(<del>E</del>

ないはずである。無傷で死を免れることを期待した甲の無念を晴らす

社会化された刑法の任務ではない。

- 前揭、二六二頁。
- 団藤、前掲、一六九頁註(三)。

(元) 三 (量)

- 侵害説」も単なる利益でなく「法」益の侵害を違法とする点で、全 それ故、所謂「規範違反説」が正しいということになるが、「法益 佐伯千仭、三訂刑法講義(総論)、一七一頁
- 「違法性の本質は法秩序全体の目的に反することであるが、 その

く誤りとも言えない。

法秩序全体の目的は社会倫理の維持にあり、刑法は道義の裏付によ て全きを得る」植松正、再訂刑法概説Ⅰ総論、一六二頁。

- 植松、同右、二〇九頁。
- 藤木英雄、注釈刑法(2のⅠ、二六五頁) 手段の相当性の関係で認められないことが多くなるであろう。参照 危難を自ら招いた場合、避難の余地がなくなるわけではないが、
- 藤木、 同右、二六四頁。

- れば、法益侵害の認識は違法性の意識に直結することになる。 が付与され、その事実を実現すべき行為に対する抑制力の発生が期 るとの「法感情を持つことによって、事実の表象には拒否的な感情 植松、前掲、二〇二―三頁。法秩序が許容しない性質のものであ 植松、前掲、二四五頁。先に否定しておいた「法益侵害説」によ
- 前掲、二〇四頁。

待されるのである」同、二四四頁。

容を捉え直すことが不可欠である。

- 団藤、 前掲、二二五—六頁
- (売) 植松、 前掲、二一三頁。
- 前掲二八号、六八一九頁。 前掲二八号、六四頁。

(問)

- (国) 前掲、二八号、六九頁。
- (里 前掲、二〇九頁 (傍点筆者)。
- 註 (二) の内藤引用部分
- 前掲、二〇八頁 森下忠、緊急避難の研究、

一二五頁。

**(三)** 

呼ばれる事例である。 か支える浮力のない板につかまったので、そのうちの一人が他方を板 の典型として例外なく出されるのが、「カルネアデスの板」と 船が難破して海中に投げ出された二人が一人し

> なら、 かし、 いうことになる。それ故、避難の典型としておくためには、 係のないところで行なわれている本事例の行為は避難に当たらないと というのが避難の本質的メルクマールだとすれば、危難回避と全然関 危険は依然そのままだからである。第三者を犠牲にして危難を免れる らば、二人のうちの一方が他方を突き離したところで、生命に対する 共に天災の被害者として、正対正の関係に立つというわけである。 命の危険は自然現象に由来すると解するから、 から突き離して溺死させたというものである。 生命に対する危難を海に投げ出されている状態として捉えるな これはあまりにも粗雑な観察だと言わなければならない。なぜ 板につかまった二人は 通説は、この場合の生 危難の内

することによって溺死の危険は当面消滅するからである。 避難の可能な状況と言える。なぜなら、一人を突き離し、 点での危険に比べれば の危険は実に大きいものであるが、しかし海中に没するというその時 沈み、溺死するということである。板一枚で大海を漂流する時の生命 板に二人がつかまったことによって生じる危難は、 危難をこのように、より現実的・具体的に解する時は、 まだ時間的余裕があり、抽象的危険でしかな 板と共に二人が 彼を犠牲に 本事例は

う。 避難行為は違法であり、第二章で述べたように、不正対正の関係に立 する反撃」である。板を浮かばせておくためには二人のうちどちらか 命を救うのに他に方法がなかったという意味で補充性があると言えよ が犠牲にならなければならないのであるから、板を独占する行為は生 相手方であるから、その者を板から突き離すのは「危難の原因力に対 板は一人を支えるに十分な浮力をもっているからである。 危難の原因は わせる原因は、板にすがっている相手方である。その者がいなければ、 危難は板が浮力を失うことによって生ずるのであり、その浮力を失 責任阻却説によれば、自己の生命を守るため他を犠牲にするこの

よら。との根本的差異と言われてきた特徴がすべて消滅してしまったことにとの根本的差異と言われてきた特徴がすべて消滅してしまったことにつ。そして、危難自体に対する反撃なのであるから、もはや正当防衛

の一つとすることには疑問を禁じ得ない。 的事情であるだけに、危難回避者の取扱いに寛厳の差を生み出す根拠 因による危険かという区別も、この差異が当人の選択の及ばない偶然 関係のない第三者に向かっていれば避難とするのもこれである。 危難 を行なったが(補充性)、それが偶々反撃の形をとっていれば防衛で、 え方であった。法益を守るため已むなく、その時取り得る唯一の手段 う点で共通しており、板の占有が同時であったか先後関係があったか が後から泳ぎ着いた乙を突き落した場合が、避難の問題として従来出 に属する」。ところで、これと逆の場合、即ち先に板に乗っていた甲 を防衛と区分してきたのが、違法阻却説・責任阻却説を問わぬ従来の考 など偶然の所産にすぎない。偶然を基準にして、一方を避難とし他方 である。それ故、甲は防衛者として「正」である。しかしながら、こ ろう。甲には板につき少なくとも占有権が認められ、乙はその占有を た乙が海中に突き落して助かる行為(も)…典型的な緊急避難の事例 か支えることのできない板にすでに乗っている甲をあとから泳ぎつい れら三つの場合はいずれも災害時における自己保存のための競争とい 妨害しようとする、換言すると法的権利を不正に侵害しようとする者 てこなかったのは、恐らく防衛の状況として考えられているからであ 人に先後の順が附加されても、本質的に変化はないであろう。「一人し 以上は、二人が同時に板につかまっていた場合であったが、この二 「不正」か否か、つまり人の違法行為に基づく危険かそれ以外の原

かな食料があるだけで水のないボートで、二〇日間漂流した。既に八思われるのが「ミニョネット号事件」である。嵐で船が難破し、わず「カルネアデスの板」以上に、避難の核心を明らかにしてくれると

た―という事件である。後四日目に、衰弱の極にあったところを通りかかった船に救助され後四日目に、衰弱の極にあったところを通りかかった船に救助され甚だしかった少年給士をナイフで殺し、その肉を食べた。そしてその日間何も食べていなかったので、乗組員二人は相談の上、最も衰弱の日間何も食べていなかったので、乗組員二人は相談の上、最も衰弱の

を免れるのである。

を免れるのである。

を免れるのである。

ここでも危難は船の難破あるいはそれによって生ずる生命に危険なここでも危難は船の難破あるいはそれによって生ずるを発れるが難破あるいはそれによって生ずるを発れるのである。

ここでも危難は船の難破あるいはそれによって生ずる生命に危険なここでも危難は船の難破あるいはそれによって生ずる生命に危険な

因たる少年に反撃し、危険を当分ではあるが消滅させようとしたので餓死の危険は「少年」に由来する。それ故、乗組員二人は危険の原

それでは、少年を受した乗組員は可放こその責任を免食されるのでそれでは、少年は関を講じるのを可能にする責任阻却説がここでも安当なのである。とれる恐れがなくなり、危難を転嫁したことになるから避難であるとは反論できないのである。避難を適法と解する違法阻却説によれば、少年はは大いのた者が逆に少年に殺された場合は、食物ができたので少年は殺かかった者が逆に少年に殺された場合は、食物ができたので少年は殺かかった者が逆に少年に殺された場合は、食物ができたので少年は殺かかった者が逆に少年に殺された場合は、食物ができたので少年は殺かかった者が逆に少年に殺された場合は、食物ができたので少年は殺かかった者が逆に少年に殺された場合は、食物ができないとれば、少年は皮論できない。なぜなら、少年は危難の原因に反撃したからである。と険の原因に反撃し、それを除去しようとする点では、防衛もそれでは、少年と受した乗組員は可放こその責任を包含されるのである。それでは、大手を受した乗組員は可放こその責任を包含されば、少年はできない。それ故、乗組員の攻撃をあくまで違法としたのである。それでは、大手は一段では、大手は一段では、大手に関することは、大手によりによりないが、大手に対している。

の認識が欠けるのである。 それ故、少年を殺す乗組員には違法性の認識が欠けるのである。 それ故、少年を殺す乗組員には違法性の認識が欠けるのである。 から、それはつり。一片の食物もないボートでは全員の餓死が目前である。 それはつまり、少年の生命がボートの他の乗組員の生命を脅かしているということであり、乗組員の主観としては不作為による攻撃である。 それはつまり、少年の生命がボートの他の乗組員の生命を脅かしているということであり、乗組員の主観としては不作為による攻撃である。 それはつけの認識が欠けるのである。 それ故、少年を殺す乗組員に対し「人を殺してれては、少年を殺した乗組員は何故にその責任を免除されるのでの認識が欠けるのである。

員はそういう規範を否定して、「この場合は殺してもよい」とする反殺してはならない」とする一般的な価値判断ないし規範である。乗組乗組員の行為の客体は少年であるが、反撃の実質的な客体は「人を

体となる。 抽象的には妥当性を有する規範が、ここでは生命に対する攻撃主る。抽象的には妥当性を有する規範が、ここでは生命に対する攻撃主的とする規範が、逆に生命を脅かすものとして立ち現われた場合であが規範を定立したのである。この場合とは、生命を保護することを目対規範を定立したのである。

という行為になって現われる。という行為になって現われる。という行為になって現われる。規範に対する反撃が、ダンボールを開く地に追いつめるのは、積荷に附随する「他人の財物を奪ってはならなべて救助まで生き延びた、とする。この場合でも、船員達を餓死の窮荷主から託された積荷である食料のダンボール箱を開き、それを食荷主から託された積荷である食料のダンボール箱を開き、それを食荷主から託された積荷である食料のダンボール箱を開き、それを食荷主がら託された積荷である食料のダンボール箱を開き、それを食がこれが、行為の客体が無生物であって、しかも全然動かないものでそれ故、行為の客体が無生物であって、しかも全然動かないもので

が適法だとすれば、彼は正当防衛権を奪われ、 安全な状況にいる者である。数百の命を救うために彼を溺れさすこと 義務を負わされることにならざるを得ない。 った男と、本質的に同じ立場にあるのではないか? ないであろうか?彼は(カルネアデスの―筆者註) る。「法は、自分と家族の生命を守るために射殺する権利を農民に与え る者がある。しかしそうすると、ある農民の一家が溺れ死ぬことにな 張している―数百人の住む町を洪水から救うためにダムを開こうとす 食料費消の行為は違法なのである。スミス=ホーガンは次のように主 ては依然有効であるから、彼等及び社会の見地よりすれば生命侵害・ についてのみ生ずるにすぎない(違法性の意識の欠如)。行為者以外 の者―ミニョネット号事件における給士少年、積荷の荷送人―にとっ けでないことは繰り返し述べたところである。 基準を課すものではない」と。この農民がライフルを撃てば だからといって、そういった規範が抽象的妥当性、 法は殆んどそのような高 無抵抗で英雄的に死ぬ 無効化は、 板に最初につかま 彼は差し当たり 普遍性を失うわ 当該行為者 避難

に対する防衛ということになろう。

## **=**

- 罕) 森下、前掲、一三〇頁。
- Smith and Hogan, Criminal Law 163 ( 3 rd ed., 1973). 件―筆者註)と異なることは確かである。甲は適法であろう」(四)「この場合は正当防衛に類似しており、Dudley (ミニョネット号事
- う。 先に板を占有したという事実は重要でなく、避難ということになろ 危難を乙に転嫁する者であるという従来の考え方よりすれば、甲が 危難をひに転嫁する者であるという従来の考え方よりすれば、甲が ) もっとも、危難の原因は船を難破させた自然力にあり、甲はその
- われた見解である」荘子邦雄、刑法総論〔新版〕、二四○頁。 - われた見解である」荘子邦雄、刑法総論〔新版〕、二四○頁。 (至) 「先に辿りついた者に殺す権利を認める見解があるが、末節に囚
- Cf. G. Williams, Textbook of Criminal Law 560(1978).
- (至) 二○日間漂流して一艘の船にも出会わなければ、今後も望みは薄い(五) 二○日間漂流して一艘の船にも出会わなければ、今後も望みは薄い(五) 二○日間漂流して一艘の船にも出会わなければ、今後も望みは薄い(五) 二○日間漂流して一艘の船にも出会わなければ、今後も望みは薄い(五) 二○日間漂流して一艘の船にも出会わなければ、今後も望みは薄い(五)
- 川) 同垣、Smith and Hogan, op. cit.161.
- る」と考えるだけである。なお、ここで言う「法律」は、全体とし、情するとは考えない。乗組員がその心理において「法律が期待するれ、要求された一定の活動をしないことである」(大塚、前掲、され、要求された一定の活動をしないことである」(大塚、前掲、「攻撃」という言葉は、作為を指すことが通常であるが、母親が「攻撃」という言葉は、作為を指すことが通常であるが、母親が

- す。参照、団藤、前掲、一七○頁、大塚、前掲、一二七─八頁。ての法秩序、即ち法律規定の基礎になっている社会倫理・条理を指
- (五) 「他人の生命を犠牲にして、自己の生命を救(う)…ばあいにも緊急避難を肯定しうる」大塚、前掲、二六二頁。責任阻却説では、避難者の立場からのみ「正」と判断されるのに対し、違法阻却説では、対いらである。「不正」との評価の現実化とは、避難を問い止まることである。「不正」との評価の現実化とは、避難を問い止まることである。「不正」と判断されるのに対し、違法阻却説では、避難者の立場からのみ「正」と判断されるのに対し、違法阻却説では、避難がられる。「不正」とがらである。「不正」と判断されるのに対し、違法阻却説では、避難がいた。この問題に関連するものとして、拙稿「防衛の意思―主とがらである。「不正」と判断されるのに対し、違法阻却説では、避難者の立場からのみ「正」と判断されるのに対し、違法阻却説では、避難を開発化して、自己の生命を救(う)…ばあいにも緊急避難を背にして、自己の生命を救(う)…ばあいにも緊急が失い。
- (料) Cf. A. Z. Gammage and C. F. Hemphill, Basic Criminal Law 128 (2 nd ed., 1979).
- とは疑いを容れない」。Gammage and Hemphill, op. cit.129.された貨物につき損害賠償の訴訟を起こすことができたであろうこ(発) それ故、少年は正当防衛できるし、また「積荷の所有者が、費消
- (朳) Smith and Hogan, op. cit』163 (傍点筆者)。

(20)

の一部と見なすことができる」。 しない。防衛は、比較的定着した規則をもっている避難(Necessity)と避難の「境界はかなり微妙で、両者を区別する法的必要は殆んど存うとする原因に対する反撃なのである。ウィリアムズによれば、防衛うとする原因に対する反撃なのである。ウィリアムズによれば、防衛が出局、避難も防衛と同じく不正対正の関係であり、法益を侵害しよ

得なくなり、法益均衡を要件としている現行法と矛盾するとの批判が要件とできるのも同じ理由からである。責任阻却説に対しては、小さいった」という意味の補充性(Subsidiarität)即ち「最善の方法」をかった」という意味の補充性(Subsidiarität)即ち「最善の方法」を求せず、避難には要求するのかが理解できるのである。避難において、不せず、避難には要求するのかが理解できるのである。避難において、こう解することによって初めて、法がなぜ防衛には法益の均衡を要

う。 価値判断が含まれており、その意味で実定法上の概念としての側面を ならない。内藤教授もこのことを認め、「『法益』 概念には実定法秩序の それ故、違法とは法の否定として、あくまで法の次元での評価と考えねば もっている」と言われるのであるが、 しない利益は、たとえそれが生命というような人間にとって最も貴重 ない。そのいずれを保護するかを決定するのは、法である。 ない。法がすべての生活利益を保護するものでないことは言うまでも ないし優越的利益は、違法阻却の一般原理でないと言わなければなら 換言すると「それ自体としては、実定法以前に所与として存在するも と思われる利益ですら、それを侵害しても違法ではないのである。 のであり、前実定法的なものである」と考えられるならば、法益衡量 はやはり法益衡量で決まるのではないか、との疑問が出されるであろ よって故意が成立するからである。こう言えば、それでは違法か否か 大きい法益の方を犠牲にした場合は責任阻却されない。 違法の認識に は法益の軽重を比較することが可能なのであるから、それにも拘らず 避難を防衛におけるほど切迫していない状況と解するならば、 法規的責任阻却というような苦しい弁明に追い込まれよう。 した上で責任阻却説を採れば、この批判は当たっている面があり、超あることは第一章で述べた。確かに、「現在」を「急迫」と同義に解 しかし、衡量される「法益」が現実的・実体的な生活利益として、 違法論において意味があるのは、 法が保護 しかし、

着がついてしまうであろう。従って、利益が衝突して両立し得ない場侵害する行為である以上、違法ということになって、問題はここで決問わず、どちらの利益も保護されるのであれば、防衛も避難も法益をようとするものである、という含蓄があるからである。利益の軽重をことになる。この表現には、衝突するどちらの生活利益も法が保護しことになる、法益の軽重を比較するという言い方は厳密には誤りという

この側面だけである。

したであろうと考えられる、ということである。言い換えると、 為者と同じ状況に置かれたと仮定して、一般人も行為者と同じ行為を 猟犬に対し、価格一五〇円の番犬が襲いかかり咬みついたので、 そうとしている行為は適法なのかそれとも違法なのか、という法 うことになる。結局、「法益の軽重を比較する」とは、今自分がな 法益を害することによって法益でない利益を救う行為は違法とい 犬が咬み殺されるのをがまんしなければならない理由はない」。 避難に該当するとした。しかし、平野教授によれば、たとえ「Aの犬 事件で、大審院は両犬の価格を比較し「被告人ノ前示行為ニ因リテ生 の飼主がやむなく持っていた猟銃を発砲し、番犬を負傷させたという 位からすると大きい方と思われる利益の侵害すら、場合によってはそ 避難においても、利益が同価値の場合は、優越的利益の原理では説明 益の大小の比較は、ここでは問題にならない。法は常に大なる利益の 的・規範的判断に他ならない。法的評価以前の実体的存在としての利 は保護されない、換言すると法益を救う行為は適法で、その逆つまり ずである。そうすると、一方の利益は法によって保護されるが、 考えねばならない。侵害の禁止が解除される故に、侵害しても法に反 犠牲にされてもやむを得ないとして、法による保護が解除される、と の要件を充たしているとされることになる。例えば、 し得ないこと前述の通りである。そして、避難における法益均衡要件 方に要保護性を認めるとは限らないからである(特に防衛の場合)。 したことにならず、正当化されるというのが違法阻却説の考え方のは 合には、本来なら保護されるべき利益も、より大きな利益を救うため (猟犬―筆者註)の価格の方が安かったとしても、 セシメタル害ハ其ノ避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサルモノト認」め、 利益論的観点でなく規範的観点で捉える時には、一般的な価値順 刑法三七条が規定する法益均衡とは、社会の一般人が行 Aとしては自分の 価格六〇〇円の 抽象 猟犬 他方

> 格であるという違いがあるにすぎない。厳格であるといっても によって是認の可否も決まってくる。 段)によって、行為者がどれだけ規範を尊重しようとしたかがわかり、それ 理的見地からの是認である。 的に妥当する原則規範を破って行為者が定立した例外規範の、 意識なく行為したと考えられるからである。(セル) 人の共有する社会倫理に背くものではなく、 却される。なぜなら、避難者がその行為によって示した規範は、一般 より救われた利益の方が小さいというようなことがあっても、責任阻 れば(補充性)、利益そのものだけを観察した場合に、害された利益 者がその状況で最善と一般人の見地から考えられる方法を選択してお ているため、手段の選択に法は比較的寛容であるのに対し、 (生命保護規範、財産保護規範など)、どのように破ったか 原則規範を破るにしても、 防衛では、危険が余りにも切迫し 従って避難者は違法性の いかなる規範 社会倫 なは厳

な社会人のそれと一致するからである。する利益のうち価値の大きい方を選択した場合、その選択判断は健全「結論を示す」 概念である。優越的利益も同様である。行為者が衝突の乖離である。社会的相当性とは、その両者の一致したことを意味し、かくして、違法性の実質とは、行為者の価値判断と一般人のそれと

根表的に価値の大小を決するのは社会的・客観的な「法」
 た社会倫理秩序を基礎にした「社会的相当性」の曖昧さを非難する。
 た社会倫理秩序を基礎にした「社会的相当性」の曖昧さを非難する。
 た社会倫理秩序を基礎にした「社会的相当性」の曖昧さを非難する。
 た社会倫理秩序を基礎にした「社会的相当性」の曖昧さを非難する。

下法」によって定められない限り、換言すると法が保護する価値ありとしているように、違法判断の究極は価値であり、この価値は憲法その他のた点で誤ったものである。実際には、利益衡量論者も「どのような価値を考量し、その結果どのような価値観にもとづいて結論を下したがという判断の経路を明らかにすることが…重要なのである」と言ってという判断の経路を明らかにすることが…重要なのである」と言ってという判断の経路を明らかにすることが…重要なのである」と言ってという判断の経路を明らかにすることが…重要なのである。事実は価値を付与される対象にすぎない。利益は法によってである。事実は価値を付与される対象にすぎない。利益は法によってである。事実は価値を付与される対象にすぎない。利益は法によって

対する否認であり、 うからである。逆に、行為者が一般人ならしないような加害行為をし 個人に尊厳を認めるとは、「すべての人間を自主的な人格として平等 する価値とは、内藤教授が言われるように、「個人の尊厳」であろう。 法秩序全体を統轄する憲法に依拠して考えるならば、それが最重要視 た場合には、行為者は自らは受けないような害を相手に加えたことに 境遇に置かれた時には、一般人によって同じ害悪を加えられるであろ 格は相手方の人格と平等である。なぜなら、行為者は相手と全く同じ 己であるかのように扱ったか」ということでなければならない。 一般 違法判断におけるメルクマールは、「行為者は、相手方をあたかも自 に尊重しようとする」ことであり、人格の平等を意味する。 はないにしても、表現が余りにも漠然としていることは確かである。 人でも行為者と同じ行動をとったであろうと考えられる時、 法秩序全体の精神」という答えでは、客観的手がかりを欠くもので そこで、究極にある価値とは何かが問題になるが、上述のように、 自己の人格を他の人格より優位に立たせたということで違法で 違法性とは、このように、行為者の主観(個人的価値判断)に その意味で「主観的」である。 価値の問題を扱う個々の人格を対象とする判断で 価値判断をなし得るのは、 行為者人 従って、

して、つまり構成要件該当性としてのみ成立可能である。観的違法性は、抽象的・一般的な規範である刑法規範に対する違反と捨象された行態に対する法的無価値判断としての違法性」即ち所謂客切り離して考えることはできない。「行為者人格との結びつきが一応刑法上は責任能力者に限られているから、実質的違法性は責任能力と

避難においては、行為者にこのような主観的な違法性、

つまり違法

## ŧ

- (三) 同一の場合は、境界がないのであって、あるけれども不明瞭とい1961). ローウィも「実際、防衛はこの抗弁(避難―筆者註)の一種であると分類できるであろう」としている。[A. H. Loewy, Criminal Law in a Nutshell 246 (1975). 防衛と、避難との差はかなり相対化とないつあるといってよい」中山研一、刑法総論、二七〇頁。されつつあるといってよい」中山研一、刑法総論、二七〇頁。されつつあるといってよい」中山研一、刑法総論、二七〇頁。 であると分類できるであろう」としている。 (三) 「現在」とは、正当防衛の要件としての急迫と同じく、法益の侵害される危険が目前に切迫していることをいう」大塚、前掲、二六〇頁。 (三) 「現在」とは、正当防衛の要件としての急迫と同じく、法益の侵答は、可能を対象による。

うのとは異なる。

- 会) 団藤、前掲、二二
- 云)大塚、前掲、二六二頁。
- 刑法雑誌二二巻一号、九六頁。 | 内藤「戦後刑法学における行為無価値論と結果無価値論の展開口]
- 適法である。 (水) 刑罰としての死刑執行、正当防衛による殺人など、通説によれば
- )内藤、註(六七)に同じ。
- で、「規範違反説」と同一に帰する。 とえそれが前実定法的 法が保護する価値ありとしないものは、たとえそれが前実定法的 法が保護する価値ありとしないものは、たとえそれが前実定法的 法が保護する価値ありとしないものは、たとえそれが前実定法的 法が保護する価値ありとしないものは、たとえそれが前実定法的 法が保護する価値ありとしないものは、たとえそれが前実定法的
- (七1)「場合によっては、構成要件に規定されている法益が、実質的に出っては、、それの侵害を適法として許容することになる。
   (七1)「場合によっては、構成要件に規定されている法益が、実質的な法益侵害は存在しない場合もある。正当防衛のにすぎず、実質的な法益侵害は存在しない場合もある。正当防衛がの場合、…反撃が許されるのは、侵害者の法益の法益性がその(やの場合、…反撃が許されるのは、侵害者の法益の法益性がその(やの場合、…反撃が許されるのは、侵害者の法益の法益性がその(やの場合、…反撃が許されるのは、侵害者の法益の法益性がその(やの場合、…反撃が許されるのは、長質的にというでは、構成要件に規定されている法益が、実質的に、
- (三) 新判例体系、刑法2、二一四ノ一六(大判昭一二年一一月六日)。
- というのがその理由になっている。対物防衛を認めない立場でも、学教室二二号、四八頁。もっとも、対物防衛で法益均衡を要しない(芝))平野、前掲、二三三頁。同旨、植松、前掲、二二八頁、一内藤、月刊法

- すべきであ」る。荘子、前掲、二四六頁。「法益権衡の原則を充たすか否かという判断は…事情を総合して決犬の価格だけで不均衡だとし避難の成立を否定するとは思われない
- 人との共通性、即ち責任能力である。(本稿第二章)のである。行為者への期待を可能にするのは、一般故に、「敢えて超法規的な期待可能性を持ち出す必要はない」期待可能性は、行為者の違法性の意識の有無の問題に還元できるが期待可能性は、行為者の違法性の意識の有無の問題に還元できるが準として判断すべき」(木村亀二、刑法総論〔増補版〕、三〇〇頁)準として判断すべき」(木村亀二、刑法総論〔増補版〕、三〇〇頁)
- 刑法講義総論、七八頁。 通常性、日常性ありと一般に承認されていることをいう」藤木英雄、(夫)「社会的相当性とは、行為が…日常の一般の市民生活…の中で、
- (七) 平野、前掲、二一四頁。
- ( だ ) 内藤、前掲刑法雑誌、九八頁及び論争刑法、四八頁
- 〜 産れて、固くり引金にはかな、こっちくが重直とせみたっこう、引重しとするといった一般的な価値順位と区別されるものである。(な「事実」即ち財産より生命を重しとし、一五○円より六○○円を2)一方で「私的な」法即ち個人的価値観と区別され、他方で社会的
- とを同一視したことに由来するのである」Adolf Merkel, Kriminal-東される状態及び利益―と、また同じことだが、権利とその目的物あらゆる種類の誤まりは、法を法客体―場合によって法的保護が約れだけでは「私益」と呼ぶべきであろう。「不法に関する学説でのれだけでは「私益」と呼ぶべきであろう。「不法に関する学説での益=価値と考えてしまうのも無理のないことではある。しかし、そ益=価値と考えてしまうのも無理のないことではある。しかし、そ益=価値と考えてしまうのも無理のないことではある。

## istische Abhandlungen I (1867), S.45.

- 平野、前掲、二一六頁(傍点筆者)。
- 論、九〇頁以下が詳しい。 る。正の確証原理については、曽根威彦、刑法における正当化の理 正たることを利益で説明する)のは前後転倒の誤りを犯すものであ 法は利益に先立つもつであるから、利益から法を導き出す(防衛の あり何が正であるかを前提とすることなしには語れない。つまり、 Abhandlungen Bd. 14, 1965, S.137f. しかし、この利益も、何が法で 益を挙げる。Vgl.T. Lenckner, Der rechtfertigende Notstand und seine Regelung in § 39 E1962, Tübinger rechtswissenschaftliche 優越的利益論者は、防衛の正当根拠として法ないし正の確証の利

る特則である。

- , 宮沢俊義、全訂日本国憲法(芦部信喜補訂)、一九七頁。「すべて、| 宮沢俊義、全訂日本国憲法(芦部信喜補訂)、一九七頁。「すべて、内藤、前掲刑法雑誌、一○五頁註(21)及び論争刑法、五二頁註(5)。
- の諸個人が―したがって平等に―尊重されるべきことから」利己主 憲法、六八頁。 義の否定が導き出される。有倉遼吉編、基本法コンメンタール新版
- 福田、前掲、一〇五頁。
- 性について―構成要件論序説―」秋田大学教育学部研究紀要第二九 防衛・避難が成立する場合、刑法規範の一般的妥当性まで否定され 集、二五頁を参照されたい。 観的次元に置かれるからである。 この点については、拙稿「可罰的違法 る。構成要件該当性と違法性とが、行為者人格と切り離された同一の客
- (公) 参照、前掲拙稿「防衛の意思」、四九―五〇頁。違法阻却説では、
- (や) 参照、拙稿「防衛の意思」、五四頁。 は、避難として責任阻却されるであろう。 人を殺したりはしない、という考えがその社会で支配的でない限り 板を相手に譲って溺れ死ぬだろう、 あるいは、飢え死にしようとも 第三章での例に戻れば、自分が被告人と同じ状況に置かれたら、

(允) 「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」一条一項について言えば、

迫の侵害がなければ、防衛として「犯人ヲ殺傷」することはできな原則からすると「自己又ハ他人ノ生命、身体又ハ貞操ニ対スル」急

も拘らず、このような場合にも防衛の成立を認めようというのが一 身体・貞操に対する危険が急迫の程度に至らない「現在」であるに 犯人を殺傷すれば、過剰防衛とされる可能性が高い。そこで、生命・ るのは、財物(一号)、住居の平隠(二・三号)にすぎないから、 条一項の趣旨であり、 防衛の成立範囲を刑法三六条一項より拡張す

いはずである。各号記載の犯人によって差し迫った危険に瀕してい